

第 8 条（紹介手数料の返還） 乙は、次の各号のいずれかの条件が成就したときには、各号の定めに従って前条に定める紹介手数料を返還するものとする。ただし、紹介手数料の返還は求職者に帰責性ある入社辞退または退職に限る（甲による採用予定取消、入社辞退の勧奨、入社の延期、一時帰休、他社への転籍など採用予定取消類似行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、労働条件の入社前通知との相違、その他甲の責めに帰すべき事由による場合を除く）。この場合甲は乙に対し、求職者の入社辞退日または退職日より 5 営業日以内にその事実を書面により通知し、乙はこれを確認したうえで甲へ返還する。

- (1) 甲が求職者の採用を予定したものの求職者が入社しなかったとき・・・紹介手数料の全額返還
- (2) 求職者が入社した月に退職したとき・・・紹介手数料の半額返還